

津市北部市民センター指定管理者公募に係る質問回答

No.	文書名	項	該当箇所	質問内容	質問回答
1	要求水準書	3	4 センターの休館日及び使用時間	要求水準書に「指定管理者がセンターの管理上特に必要があると認めるときは変更することができる」と定められておりますが、本センターの浴場設備およびボイラー設備は設置後30年以上経過しており、給湯開始から所定の温度に達するまでに相当の時間を要する状況にあります。現行の午前10時の使用開始に間に合わせるためには、担当職員が始業時刻前に出勤して対応せざるを得ない状況が続いております。 また、終了時刻につきましても、浴室の閉室後に排水・清掃および設備点検を行っておりますが、設備の老朽化に伴い作業に要する時間が増加しており、午後3時終了では職員の勤務終了時刻までに一連の作業を完了することが困難な状況です。 上記の課題への対応として、施設の開館時間は現行のまま変更せず、浴室の使用時間のみを前後30分程度（午前10時30分から午後2時30分まで）見直すことは可能でしょうか。	原則として要求水準書に定める使用時間のとおり実施していただくこととなりますが、施設の管理上やむを得ない特段の事情があり、利用者の利便性や安全性に大きな支障がないと認められる場合は、状況に応じて個別に協議することは可能です。
2	要求水準書	4	6 職員の配置及び研修等	津市北部市民センターにおいては浴室設備があり、緊急時の対応等、安全上の観点からも男女1名ずつの職員配置が必要かと思われませんが、浴室設備のない津市西部市民センターと必要な職員体制が同じである理由をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書に定める職員配置数は、浴室設備の有無にかかわらず、それぞれの施設における基本的な業務を遂行するための最低限の基準を示したものです。

No.	文書名	項	該当箇所	質問内容	質問回答
3	要求水準書	6	17 センターの改築等	敷地内に植えられている樹木について、安全面や設備維持に影響を及ぼすため剪定や撤去を行わなければならない場合、その費用はセンターの大規模な改修及び維持改修、もしくは別紙3「リスク分担表」における「施設の損傷及び修繕」に含まれますでしょうか。	樹木の剪定又は撤去に係る費用負担については、樹木の状態、作業が必要となった原因、作業規模及び内容等により異なるため、一律に大規模な改修及び維持改修又は別紙3「リスク分担表」の「施設の損傷及び修繕」に含まれるものではありません。 日常的な施設管理の範囲における剪定等は指定管理者の維持管理業務に含まれますが、大規模な剪定又は撤去等が必要となる場合は、対応方法及び費用負担の協議を行うものとします。
4	要求水準書	7	23 リスク分担	別紙3「リスク分担表」において、物価変動に伴う収支計画に多大な影響を与えるものについては市負担となっていますが、「多大な影響」と判断される具体的な基準がありましたらご教示ください。また、「賃金水準の上昇による人件費の増加」は協議事項とされていますが、三重県最低賃金及び津市労働報酬下限額の改定に伴う人件費の増加は、この項目に該当するものと理解してよろしいでしょうか。 また、募集要項に示された各年度の指定管理料上限額は前年度比で一定の増額が設定されていますが、当該増額分について、積算上どの経費区分にどの程度配分されたものか、及び将来の賃金水準の上昇分をあらかじめ織り込んだものかをご教示いただくことは可能でしょうか。なお、当該増額分に賃金水準の上昇分が織り込まれている場合、想定を上回る改定が生じたときは、リスク分担表の「賃金水準」の項目に基づく協議の対象となるものと理解してよろしいでしょうか。	「多大な影響」と判断される具体的な基準については、社会情勢の急激な変化等により事業継続に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合など、発生時の状況に応じて総合的に判断します。 指定管理料上限額の積算については、将来の賃金水準の上昇分をあらかじめ織り込んでおり、その他必要と見込まれる経費を総合的に勘案して設定しています。また、想定を上回る改定が生じたときは、今後の状況を見て協議の対象とします。